

「ふるさと」の定義について

1. 「ふるさと」のイメージ（P. 2参照）

ふるさと納税導入を求める意見において想定されているイメージは、以下の2通りに大別

- ① 自分や家族が生まれ育った地域等という意味でのいわゆる「ふるさと」
……出生地、過去の居住地、義務教育を受けた場所 など
 - ② ①における「ふるさと」には必ずしも合致しないが、貢献・支援したいと思う地域
……二地域居住の滞在先、自分の家族が住んでいる場所 など
- ※都道府県単位で考えるのか、市町村単位で考えるのか、その両方か。

2. 対象となる地方公共団体の範囲を限定する場合の「ふるさと」の定義の在り方

- ①的確で関係者の多くが納得するもの
- ②法技術的に明確で過不足がないもの
- ③要件確認のための具体的な実務手続が困難ではないもの（実務上の観点から重要）

3. 仮に、対象となる地方公共団体を限定しないとした場合

「「ふるさと」に対する貢献・支援」という制度の趣旨との関係をどう考えるか。

(参考)

「ふるさと」として考えられる地域（例）

- (1) 出生地
- (2) 過去に一定期間居住した場所
- (3) 本籍地
- (4) 義務教育を受けた場所
- (5) 高等学校教育や大学教育を受けた場所
- (6) 自分の家族が現在住んでいる場所
- (7) 先祖の墓がある場所
- (8) 家屋敷や別荘を有する場所
- (9) スローライフ活動の実践などのため頻繁に訪れる場所
- (10) 二地域居住の滞在先

「ふるさと」の要件の確認・認定の手続等について

1 納め先の地方公共団体が「ふるさと」の要件に該当するか、客観的な資料により確認できることが必要。

(1) 客観的な資料があるもの

…本籍地、自分の家族が現在住んでいる場所 など

(2) 客観的な資料が乏しく、確認が困難又は多くの手間を要するもの

…過去の居住事実、教育経歴、スローライフの活動や二地域居住の実態 など

2 要件の確認・認定手続は、なるべく簡便で確実なものとなることが必要。

※制度設計如何で、関係者に生じる事務負担には差異が生じる。

(1) 地方公共団体が行う場合の例

・地方公共団体間での必要書類等のやりとりや確認 など

(住所地以外の納め先が複数に及べば、さらに負担は増加)

・認定が困難なものについては、地方公共団体による独自調査などが必要

(2) 納税義務者が行う場合の例

・住民票や戸籍謄本の入手・提出 など

(3) 特別徴収義務者に生じる事務負担の例

・「2(2)」に関連して、経由機関としての必要書類の課税団体への送付 など

ふるさと意識やふるさとの定義に関する一般の意識調査について(1)

ふるさと意識やふるさととして何を考えるか。国民一般の認識に関する公的機関による調査は見当たらない。

概括的な把握のため、この問題に関する民間機関による調査結果を複数示せば、以下のとおり。

①Yahoo!による調査

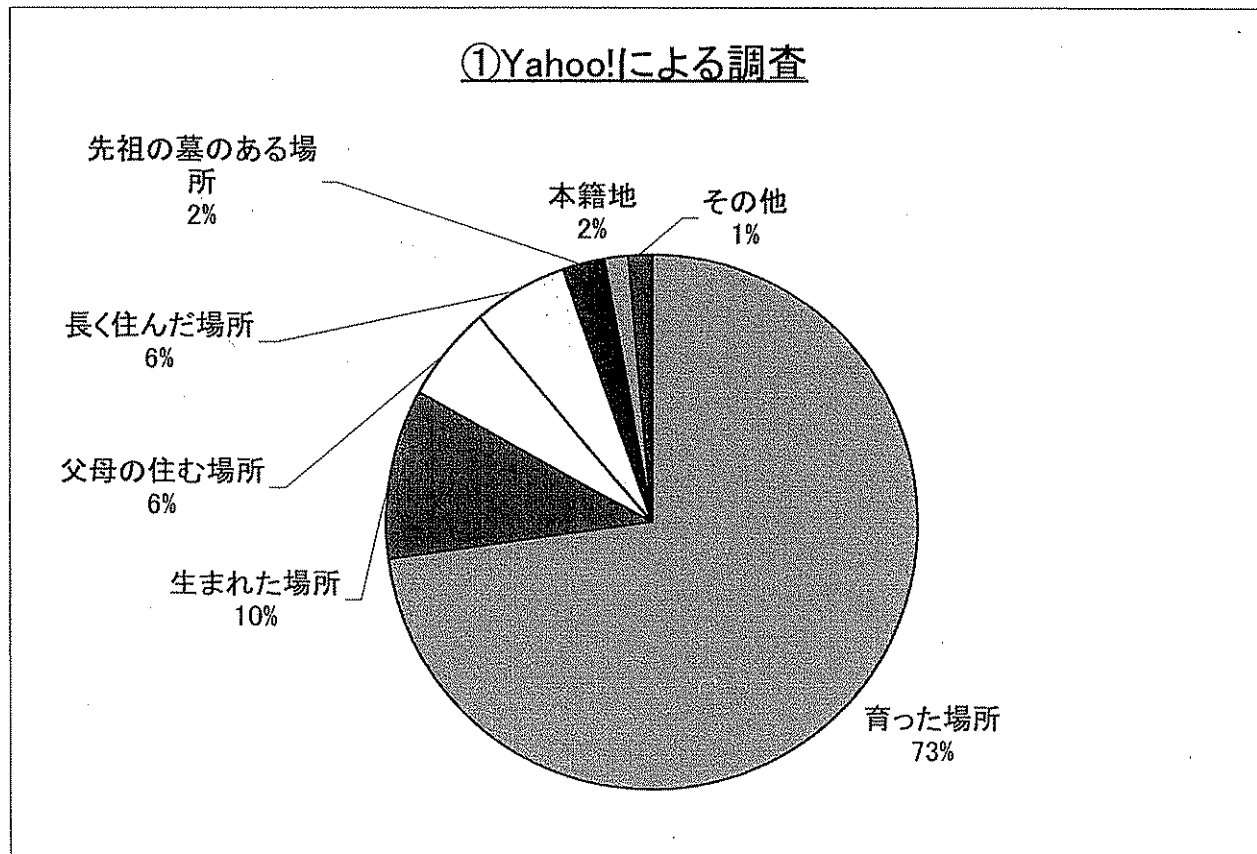
設 問 : 「ふるさと」の定義で、一番しっくりくるのはどれですか？

実 施 期 間 : 平成19年5月12日～5月15日

調 査 方 法 : インターネット上での投票

回 答 数 : 121,088人

【回 答】	【回答数】	【回答割合】
育った場所	88,226	73%
生まれた場所	12,177	10%
父母の住む場所	7,338	6%
長く住んだ場所	7,090	6%
先祖の墓のある場所	2,860	2%
本籍地	1,847	2%
その他	1,550	1%



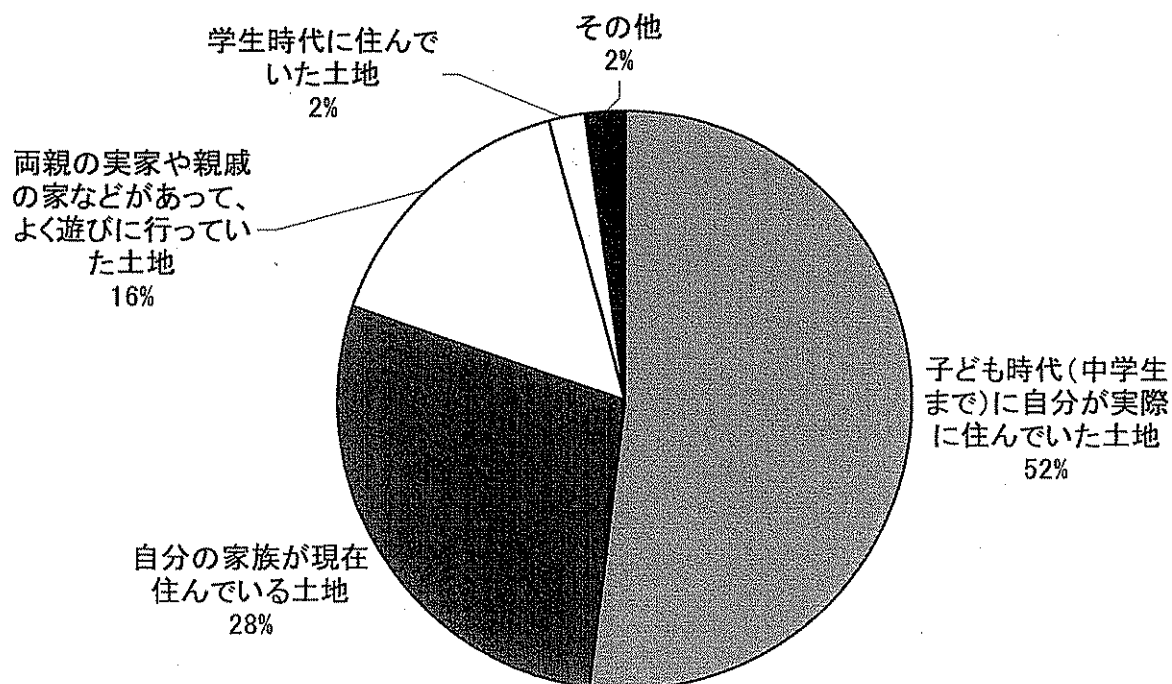
ふるさと意識やふるさとの定義に関する一般の意識調査について(2)

②住宅・不動産情報ポータルサイトHOME'Sによる調査

設 問 : 「ふるさと」の定義とは何か
 実施期間 : 平成19年5月18日～5月20日
 調査方法 : インターネット調査
 調査対象 : 全国在住の15歳以上の男女
 回答数 : 12,694人

【回 答】	【回答数】	【回答割合】
子ども時代(中学生まで)に自分が実際に住んでいた土地	6,588	52%
自分の家族が現在住んでいる土地	3,592	28%
両親の実家や親戚の家などがあって、よく遊びに行っていた土地	1,968	16%
学生時代に住んでいた土地	279	2%
その他	267	2%

②住宅・不動産情報ポータルサイトHOME'Sによる調査



ふるさと意識やふるさとの定義に関する一般の意識調査について(3)

③NPO法人 政策過程研究機構による調査

設 問 : 払いたい地域の選択基準としてあてはまるものを、全てお選びください。
(複数回答可)

実施期間 : 平成19年6月13日～6月15日

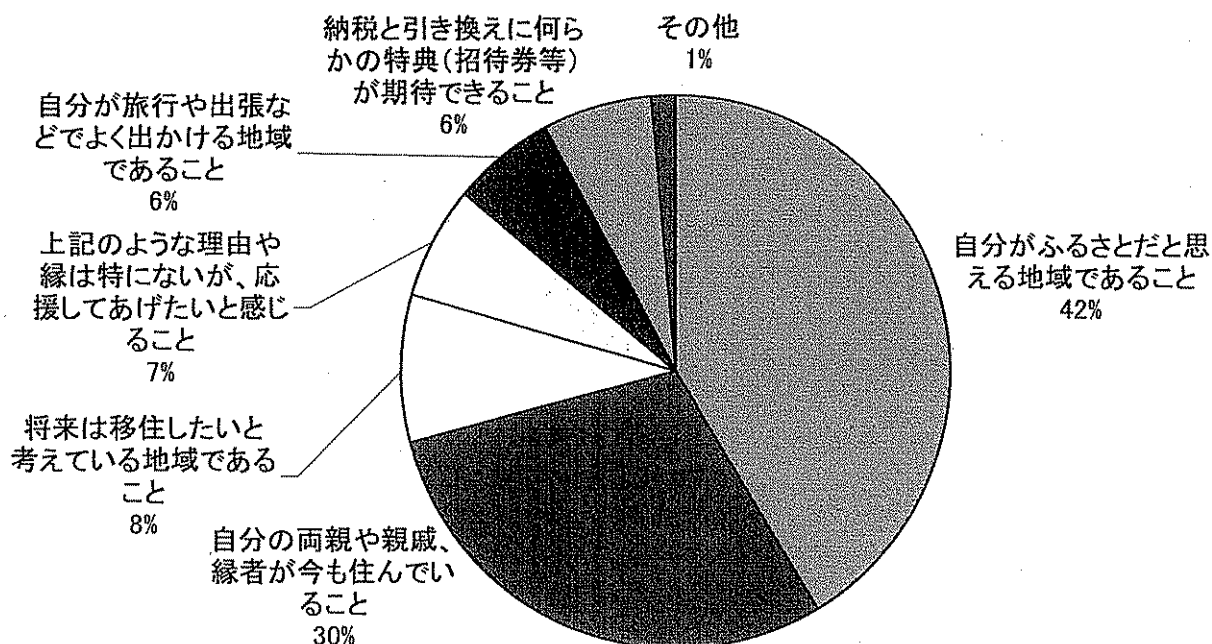
調査方法 : インターネット調査

調査対象 : 学生と専業主婦を除く、個人年収103万円以上の20～30代男女

回答数 : 1,172人(延べ2,143人)

【回 答】	【回答数】	【回答割合】
自分がふるさとだと思える地域であること	886	42%
自分の両親や親戚、縁者が今も住んでいること	632	30%
将来は移住したいと考えている地域であること	182	8%
上記のような理由や縁は特にはないが、応援してあげたいと感じること	144	7%
自分が旅行や出張などでよく出かける地域であること	134	6%
納税と引き換えに何らかの特典(招待券等)が期待できること	133	6%
その他	32	1%

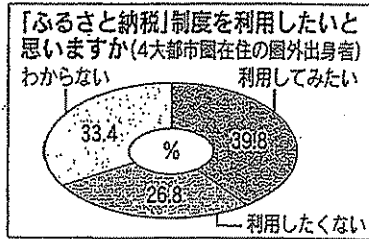
③NPO法人 政策過程研究機構による調査



地方出身「利用望む」4割

ふるさと納税 4大都市住民調査

日本経済新聞社が東京、大阪、名古屋、福岡の4大都市の住民に調査したところ、政府が「骨太方針2007」に盛り込んだふるさと納税を「知っている」との回答が八割を占めた。地方出身者に限れば、約四割が利用したいと考えており、構想は一定の理解をえている。六月から多くの納税者の地方税が増えたが、国税の代わりに地方自治体に納める税金を増やす税源移譲自体は四割以上が支持。反対派を大きく上回ったが「無駄



都市出身では2割強

や地域活性化策として浮上。居住地以外の生まれ故郷などに、地方税の一つである住民税の一部を納めた、自治体への寄付金を税額控除する案などがある。税金の流出を見込む東京、神奈川県、愛知、大阪の四都市府県知事が反対で足並みそろえる一方、山形など五県の知事が官邸に早期導入の直訴を計画。「富裕層」の移住を計画する。たに住民税の増徴は、大都市圏に在住の地方出身の住民らに、実際にどう行動するかを焦点にしていた。

調査の方法 日経リサーチと協力して、東京都、横浜市、大阪市、名古屋市在住の成人男女にインターネット上で回答してもらった。調査は六月二十二日、二十六日に実施、三千四百人から回答を得て集計した。

ふるさと納税 納付先

日本経済新聞社が行った「4大都市住民調査」で、「ふるさと納税」が導入された場合に納めたい自治体を聞いたところ「生まれた場所」は三割にとどまった。「暮らしたことがある場所」から選んだ「どこでも自由に」がともに二割前後、「両親の住む場所」も一六%と

4大都市調査

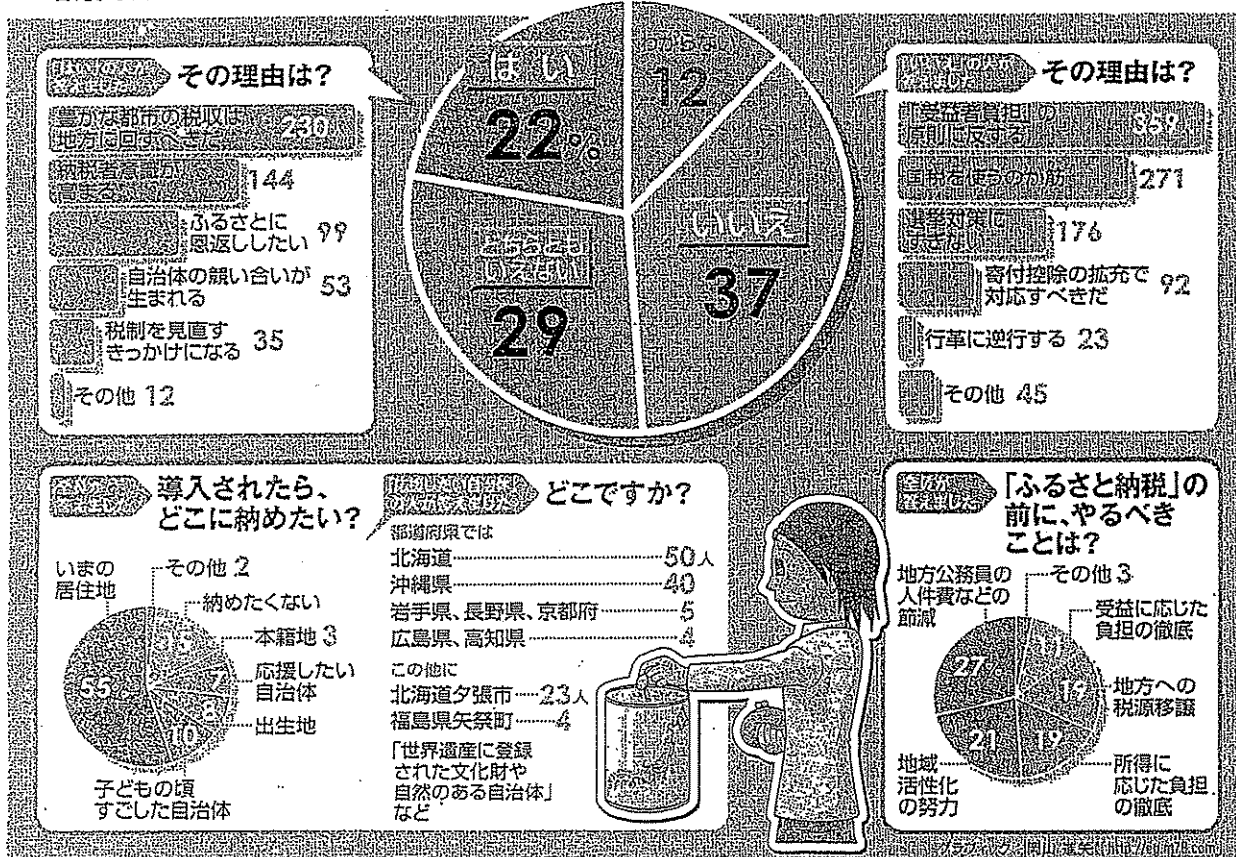
回答が割れており、「ふるさと」の定義が今後の議論の焦点の一つとなりそう。性別では男性が、年代別では二十代と三十代が出身地を重視する一方、四十代以上は出身地を問わず自由に選びたいとの志向が強い。年齢別では故郷を離れて

生まれた場所「3割」

て日が浅い若い世代ほど利用意欲が高く、五十歳以上は低かった。

一方、自治体の裁量拡大にもつながる税源移譲については賛成が四二%。反対の二八%を大きく上回った。「自治体の自立につながる」との賛成理由が六割を超えたが、「無駄遣い拡大につながる」といった理由が反対の六割を占めた。

2625人が
答えました



- ㊦ふるさとはないが、いくつかの土地に住み、行政サービスの格差は何とかならないかと思った(大阪、38歳女性)
 - ㊧勤め先の会社は東京。地方でもうけた分の税金も、東京に吸い上げられている(香川、46歳男性)
 - ㊨格差はやむを得ない。過疎地に税金をつぎ込んでも、展望はない(奈良、65歳女性)
 - ㊩地方の疲弊にはそれなりの理由も。求められるのは他人のふんどしをアテにない感覚(神奈川、42歳女性)
 - ㊪育ててくれた地方への恩返しというが、いまだって所得税などを通じてしている(東京、40歳男性)
 - ㊫子育てしてみたいと思わせる町づくりなど、自治体を活性化させる方法はいくらでもある(大阪、34歳女性)

beモニター「アスパラクラブ」会員のうち、全国で約4400人が登録。毎週インターネットで回答を得ている。

 - ㊬寄付をもっとしやすくする。納税者意識も高まるし、自由に自治体を応援できる(三重、38歳女性)
 - ㊭道州制にして、税源を思い切って移譲する(京都、64歳男性)

be between

テーマ: ふるさと納税

税収の地域格差を、いかに縮めるか。こんな狙いから、いま住んでいる自治体に納めている住民税の一部を「ふるさと」にも納められるようにする「ふるさと納税」の制度が検討されています。「あなたのおふるさととは、どこですか。」と聞かれても、答えに窮する人が少なくない。昨今、beモニターのみなさんはこの仕組みをどう考えているのか、尋ねてみました。

制度が導入された場合、税収が減る可能性のある東京や大阪など都市部にお住まいのモニターが多いという事情もありますが、積極的な評価は2割にとどまりました。

「反対」の理由で目についたのが、バブル経済最盛期の88・89年度にかけて支給された「ふるさと創生1億円事業」を思い起こさせる「埼玉、33歳男性」といった意見でした。

「『ふるさと創生』は結局、地方に無駄なハコモノを増やした。今回も、形を変えただけになるだけ」(大阪、40歳女性)、「当時は財政に余裕があったからよかったが、税収が少なくなっただけで、いったい何の効果があるのか」(兵庫、41歳女性)、「『ふるさと』への恩返しというを旨なら、国民に痛みを感じさせずに税をとれると思ってるところが大きな間違」(東京、64歳男性)。

一方、制度が導入されたらどこに納めた方がいいかについては、過半数が「いまの居住地」を挙げました。「住んだことはないが応援したい自治体」

形を変えたばらまきでは

として、もっとも名前が華が
つたのは、北海道支庁市。
魔蛇と過疎、ある意味、日
本の地方の縮図（徳島、53
歳男性）。次に多かったのが
人口千人足らずながら
自立をつたつ「合併しない
宣言」などで知られる福島県
矢野町でした。

本籍人口と住民基本台帳に基づく人口の関係

(平成18年3月31日現在)

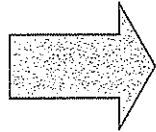
	都道府県	本籍人口(人) A	住民基本台帳に 基づく人口(人) B	割合(%) A/B
1	北海道	6,118,034	5,629,970	108.7%
2	青森県	1,731,609	1,460,144	118.6%
3	岩手県	1,633,764	1,388,164	117.7%
4	宮城県	2,477,845	2,344,569	105.7%
5	秋田県	1,408,631	1,156,356	121.8%
6	山形県	1,432,408	1,212,163	118.2%
7	福島県	2,470,190	2,100,851	117.6%
8	茨城県	2,943,880	2,988,533	98.5%
9	栃木県	2,057,372	2,009,498	102.4%
10	群馬県	2,126,236	2,020,037	105.3%
11	埼玉県	5,461,956	7,019,919	77.8%
12	千葉県	4,767,140	6,035,658	79.0%
13	東京都	12,410,790	12,273,376	101.1%
14	神奈川県	7,089,100	8,693,373	81.5%
15	新潟県	2,816,399	2,438,482	115.5%
16	富山県	1,261,234	1,114,714	113.1%
17	石川県	1,304,148	1,171,106	111.4%
18	福井県	954,394	821,073	116.2%
19	山梨県	977,296	879,239	111.2%
20	長野県	2,494,279	2,190,874	113.8%
21	岐阜県	2,265,803	2,105,011	107.6%
22	静岡県	3,900,074	3,775,903	103.3%
23	愛知県	6,711,015	7,106,585	94.4%
24	三重県	2,000,941	1,857,456	107.7%
25	滋賀県	1,327,419	1,365,393	97.2%
26	京都府	2,729,318	2,566,420	106.3%
27	大阪府	7,865,758	8,663,719	90.8%
28	兵庫県	5,319,063	5,576,784	95.4%
29	奈良県	1,265,838	1,430,366	88.5%
30	和歌山県	1,296,029	1,061,559	122.1%
31	鳥取県	743,848	610,434	121.9%
32	島根県	1,025,379	744,677	137.7%
33	岡山県	2,217,121	1,954,919	113.4%
34	広島県	3,036,619	2,870,907	105.8%
35	山口県	1,897,044	1,499,002	126.6%
36	徳島県	1,052,661	816,321	129.0%
37	香川県	1,209,711	1,026,088	117.9%
38	愛媛県	1,882,148	1,486,946	126.6%
39	高知県	1,020,260	799,121	127.7%
40	福岡県	5,001,854	5,028,026	99.5%
41	佐賀県	1,137,142	872,302	130.4%
42	長崎県	1,970,513	1,494,879	131.8%
43	熊本県	2,335,287	1,858,522	125.7%
44	大分県	1,544,849	1,221,714	126.4%
45	宮崎県	1,453,820	1,172,402	124.0%
46	鹿児島県	2,509,740	1,759,650	142.6%
47	沖縄県	1,553,253	1,381,820	112.4%
	合計	130,209,212	127,055,025	102.5%

※出典「第119 民事・訟務・人権 統計年報Ⅱ」(法務省 平成17年)

二地域居住を行う者の割合について

国土交通省が実施した「都市住民アンケート調査」(※)によれば、「二地域居住」を「現在行っている」という回答者の割合は、都市住民全体の2.5%。

※人口30万人以上の都市に在住の15～79歳の者を対象に調査。有効回答数10,491。



人口30万人以上の都市の15～79歳人口が約4,000万人。

従って、約4,000万人 × 2.5% = 約100万人が二地域居住を行っていると推計している。

＜二地域居住の定義＞

「二地域居住」とは、都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。

- ※1 「中長期」とは、1～3ヶ月程度のある程度長い期間滞在すること
- ※2 「定期的・反復的」とは、例えば、「毎月3日以上で年間を通すと1ヶ月以上の期間は滞在する場合」、又は、「年間の滞在期間が1ヶ月に満たない場合であっても、継続年数が5年以上に及ぶ場合」。
- ※3 「当該地域社会と一定の関係」とは、住宅等（持ち家、借家等を問わない）に対する需要や医療等の生活関連サービスの消費需要、地域のコミュニティ活動や地域文化活動との係わり等が存在すること。
- ※4 上記の関連から、単純な中間人口（通勤者、通学者）は含まれない。

<参考:「二地域居住」に対する都市住民アンケート調査結果>

二地域居住を「現在行っている」という回答者の割合は、全体で2.5%となっている。また、「将来行いたい」という回答者は、半数を超えている。

図表 1 年齢区分別の二地域居住の状況

